

法学既修者認定における一括して免除する方法に関する取扱いについて

1. 法学既修者認定における一括して免除する方法に関する基本的な考え方

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）の評価基準では、法学既修者としての認定は、解釈指針4-3-1-4において「法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。」と規定している。

法学既修者認定は、修業年限の1年短縮を伴うものであることから、科目ごとに可否を決定し、科目ごとに履修免除を行う方法は妥当ではなく、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める方法として、一括して免除する方法を原則としている。

2. 法学既修者認定における一括して免除する方法に関する例外の取扱い

近年、早期に法科大学院に進学するための方策として飛び入学制度又は早期卒業制度を活用し、法科大学院に進学する者のうち、法学既修者として認定される者が増加しており、通常の卒業生と同様に一括して免除する方法で法学既修者として認定することの是非が問われた。

そのため、平成28年度から実施する3巡目の本評価における評価基準を改定し、飛び入学制度を活用する者については、入学者選抜の時点で実施しなかった法律科目試験の科目について、入学までに当該科目の試験を実施し、これに合格した者に対して当該科目の履修免除を行うことができる旨規定し、一括して免除する方法の例外措置を認めることとしている。

一方、早期卒業制度を活用する者については、4年の標準修業年限による卒業生と同一の卒業要件単位を修得する者であることから、通常の学部卒業生と同様の扱いとし、一括して免除する方法の例外を認めない取扱いとしてきたところである。

以上のことから解釈指針4-3-1-4（2）において「飛び入学制度を活用して法学既修者認定試験を実施する場合において、」一括して免除する方法の例外は、飛び入学を対象として規定したものである。

3. 法学既修者認定における一括して免除する方法に関する例外の取扱いの変更

上記のとおり、これまで、機構の評価基準では早期卒業予定者は一括して免除する方法の例外を認めないこととしてきたところであるが、この度、法学既修者として認定するに当たり、飛び入学制度や早期卒業制度の活用による5年一貫の法曹養成教育を推進するため、平成30年6月14日付けで各認証評価機関に宛てて発出された文部科学省高等教育局専門教育課からの事務連絡において、同年3月に取りまとめられた中央教育審議会法科大学院等特別委員会の報告を踏まえた、法科大学院入学者選抜における既修者認定の扱いについて示されたところである。

当該事務連絡において、「飛び入学制度による入学者と同様に早期卒業予定者についても、各法科大学院の判断によって、一括認定しなかった科目を既修者コースへの入学前までに認定試験を実施する等により、既修者認定の質を確保する取組が行われている場合がありますので、各認証評価機関は、評価に当たっては、留意してください。」との方針が示されたことから、解釈指針4-3-1-4（2）の従来の取扱いを変更し、平成30年度に実施する本評価から、飛び入学制度を活用した者に加えて、早期卒業予定者についても法学既修者認定に当たり、一括して免除する方法の例外を認めるものとする。

【参考】

【法科大学院評価基準要綱】

4-3-1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

解釈指針 4-3-1-4

- (1) 法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。この場合において、履修免除単位数が20単位を下回らない範囲で次に掲げる取扱いをすることができる。
 - ア 教育上有益と認められる場合、一括して免除されるべき単位数の中から6単位を限度として、履修免除単位数を減少させることができる。
 - イ 法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目の一部について、2年次以降に履修することを前提に、法律科目試験の出題範囲に含めず、履修免除を行わないものとするができる。
- (2) 飛び入学制度を活用して法学既修者認定試験を実施する場合において、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目の履修免除は、履修免除単位数が20単位を下回らない範囲で次の方法で行われていることが必要である。
 - ア 法学既修者認定試験において法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべてについて法律科目試験を実施する場合には、履修免除は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。この場合には、(1)アに定めた取扱いをすることができる。
 - イ 法学既修者認定試験において法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目の一部について試験を実施する場合には、履修免除は、法律科目試験を実施した法律基本科目すべての単位を一括して免除することが必要である。この場合において、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目のうち法律科目試験を実施しなかったものについては、法学既修者として認定した者に対して、入学までに当該科目の試験を実施し、これに合格した者に対して当該科目の履修免除を行うことができる。
- (3) 法学既修者であることを理由とする履修免除は、必修の法律基本科目に限って行われていることが必要である。

事 務 連 絡

平成30年6月14日

法科大学院の認証評価を行う認証評価機関 御中

文部科学省高等教育局

専門教育課専門職大学院室

法科大学院入学者選抜における既修者認定の扱いについて

平素より法科大学院教育の振興に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

法科大学院入学者選抜における法学既修者認定については、平成21年4月に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会において、認定の対象となる1年次配当の必修科目を一括して行うべきことが報告され、当該報告を踏まえ、各認証評価機関において各法科大学院の評価をされているものと承知しております。

一方、特に優れた資質を有する学部生が法曹になるための時間的負担の軽減を図る方策として、平成26年10月に上記特別委員会において、飛び入学や早期卒業制度の活用による5年一貫の法曹養成教育を確立・充実させるための検討の重要性が指摘され、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ、本年3月に取りまとめられた中央教育審議会法科大学院等特別委員会の報告においても、平成26年の提言を更に推進するための方策が示されているところです。

このような状況を踏まえ、飛び入学制度による入学者と同様に早期卒業予定者についても、各法科大学院の判断によって、一括認定しなかった科目を既修者コースへの入学前までに認定試験を実施する等により、既修者認定の質を確保する取組が行われている場合がありますので、各認証評価機関は、評価に当たっては、留意してください。

【 本件担当 】

文部科学省高等教育局専門教育課

専門職大学院室法科大学院係

TEL : 03-5253-4111 (内線3310)